

知的財産権法制度をめぐる国際的課題と動向

植村 昭三

19世紀末に始まる知的財産制度の国際潮流を「BIRPI時代」、「国連・WIPO時代」、「GATT/WTO-WIPO時代」、そして「マルチプル・フォーラ時代」に区分し、それぞれの特徴を概説する。その上で、今日、国際社会が直面している国際的問題の中から、開発問題、「遺伝資源・伝統的知識・フォークロア」問題、公衆衛生問題、情報社会問題、特許法調和問題、商標法・意匠法調和問題、著作（隣接）権法問題を概説する。諸課題についての国際コンセンサス形成には、各国レベルでの政府のみならず産業界、学者等の横の連携、説得力あるリサーチが重要である。

キーワード：知的財産、WIPO、WTO、開発

1. はじめに

近代知的財産制度の国際的枠組みの構築は19世紀末に遡ることが出来るが、この100有余年の国際潮流には、大きく三つの「うねり」を見て取ることができ、そして、今世紀に入って新たな「うねり」が始まっている。私は、これらを便宜上、「BIRPI時代」、「国連・WIPO時代」、「GATT/WTO-WIPO時代」、そして「マルチプル・フォーラ時代」と呼ぶことにしている。本稿では、このようにして画される時代のそれぞれの特徴を概説した上で、今日、国際社会が直面している国際的問題を俯瞰し、さらにその動向に触れてみたい。国際的問題は、突発的に生じてくるものではなく、時代、環境の変化と密接に関連しており、斯くすることによって、一見無機的に、静的に感じられる知的財産権の国際問題が、少しでも有機的、動的に理解されることを期待したい。

2. 四つの時代

2.1 BIRPI時代（19世紀末—1960年）

「BIRPI時代」は19世紀末から1960年までを区切りとしている。特許制度自体の歴史は15世紀までさかのぼるが、19世紀末に特許、商標、意匠など現代風に言えば産業財産権について国際調和を謳ったパリ条約、そして著作権についてのベルヌ条約が相次いで誕生し、それらを管理する事務局として、現WIPOの前身であるBIRPI（知的所有権保護合同国際事務局）が設立された。パリ条約とベルヌ条約は現在もな

お、基幹条約として君臨しているが、特にパリ条約の場合、各国の知的財産権制度の違いに深く立ち入ることはせず、原則論的な、最大公約数的な調和に留め、実体規定については国内法に委ねている。もちろん、時代の変化に伴って、パリ条約自体もほぼ10年に1度の改正を経てきたり、また条約の枠内で特別取り決めを結ぶなどの発展を遂げてきてはいるが、どちらかといえば、知的財産権の専門家による技術的、あるいは自己完結的な色彩の濃い世界を築いてきたと言えよう。これら条約を管理していた前述のBIRPIは当初、スイス国の首都ベルンにあった。1960年に事務局が国際都市ジュネーブに移転するのであるが、このことは実に、次の時代を占う前触れでもあった。

2.2 国連・WIPO時代（1960年—1986年）

1960年代にはいると、国連を舞台に南北交渉、端的に言えば開発途上国の経済発展のための国際議論が盛んに行われるようになった。知的財産権、とりわけ特許権については、開発途上国の経済発展にとってどういう意味があるのか、技術移転についてどういう意味があるのか、むしろマイナスに作用しているのではないか、というような問題提起がなされた。実際、この問題は糺余曲折を繰り返しながら国際交渉アジェンダとして認められていくのであるが、それには、1964年にUNCTAD（国連貿易開発会議）が設立され、開発途上国が一枚岩（最初の会合に参加した開発途上国の数にちなんでグループ77と（今でも）呼ばれている）となって、国際社会に対処し始めたことが、大きな原動力になったと考えられる。このようにして、「技術移転と特許の役割」は、この時代の国際交渉の中心的課題となり、UNCTADそして、そのころ（1974年）には国連の専門機関に衣替えしていた

WIPO の二フォーラムを舞台として交渉が行われたのである。具体的には、UNCTAD では技術移転に関するコード・オブ・コンダクト（行動規範）や RBP（制限的商慣行）のようなルールを策定する努力がなされ、一方 WIPO では、パリ条約の強制実施権規定を改正する試みがなされたのであるが、いずれの努力も、多大な時間と労力が費やされたにもかかわらず、結実することなく終わった。

ところで、WIPO で交渉されたパリ条約改正の議題には、こうした南北問題のほかに、当時社会主義国が採用していた発明者証を特許との関係でどのように国際的に扱うべきか、という、いわゆる東西問題、それに、今なお後述の WTO・TRIPS 理事会で交渉されている、地理的表示という北北（先進国間）問題も含んでいた。前者の問題は、ソ連等社会主義国の崩壊により、課題としては自然消滅していくのであるが、後者の問題は、欧州国的重要課題であり、次の時代を産む原動力の一部として継続していくこととなった。次の時代を産む原動力として、もう一つ加えておこう。この時代は、「今世紀（二十世紀）最大の発明」と評された PCT（特許協力条約）が誕生した時代であるが、WIPO はパリ条約改正作業が失敗したこと、次の照準を特許法の国際調和においてた。しかしパリ条約改正交渉の過程で経験した開発途上国と先進国との立場の差は、保護水準を高める交渉の場として WIPO を使うことに、限界を感じさせていた。

2.3 GATT/WTO-WIPO 時代（1986—2000 年）

1986 年の「パンタ・デル・エステ宣言」によりウルグアイラウンド交渉が開始され、知的財産権も、交渉項目に加えられた。前時代の「技術移転」という観点ではなく、「貿易」の切り口からの交渉が開始された。交渉マンデートの存否それ自体を含め、終始開発途上国の強力な抵抗があり、難航に難航を重ねたが、最終的には、パリ条約とベルヌ条約の保護水準を引き上げた最低保護水準の設定、権利執行規範の導入、紛争処理メカニズムの導入など画期的な合意、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）が誕生した。ただ同時に、公益のための例外、開発条項など、権利を強める、高めるだけの規定だけではなくて、取り分け開発途上国には若干のフレキシビリティを許容する規定を、一般的な規定ぶりではあるが、協定に盛り込まれたことも事実である。

WIPO では、前述の如く、特許法調和条約の交渉が始まっていたが、1991 年に至って外交会議がオラ

ンダのハーグで開催された。この外交会議では条約の最終的採択のための第一段階として開催され、したがって最終合意は期待されていなかったのであるが、外交会議の後、米国政府が依然として先発明者主義を維持すると宣言したことによって、この作業は決定的に止まってしまった。相次ぐ WIPO 事業の失敗と、TRIPS が成立した、ということで今後の WIPO の役割がどうなるのかということが一時心配された。その後（1994 年）WIPO は WTO と協定を締結し、開発途上国に対する法律・技術的支援等を提供するなど、協力関係を有していくこととなった。伝統的な国際規範作りの分野でも、著作（隣接）権に関してはインターネット時代への適合を図った「WCT（WIPO 著作権条約）」及び「WPPT（WIPO 実演・レコード条約）」、意匠については意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブアクト、そして特許に関しては特許取得の手続、方式の国際調和を図った「PLT（特許法条約）」の締結に成功し、しかもそれらすべてを発効させるなど、それなりの存在価値は示してきている。

ところで、もう一つ特筆しておくことがある。ウルグアイラウンド・TRIPS 交渉と併行して行われていた、地球サミット（1992 年、リオデジャネイロ）に向けての環境問題の国際交渉の中で、「CBD（生物多様性条約）」が誕生した事である。しかし、後述するように、知的財産権との関わりが実は濃いものであったにもかかわらず、条約採択の過程で、条約の与えるインパクトについて十分な研究、検討がなされたとはいえない状況の中で、政治的に採択に至った。このことと、先に述べた TRIPS 協定中のフレキシビリティは次の時代への移行の大きな原動力になっていった、と見ることができる。

2.4 マルチプル・フォーラム時代（2000 年—）

そして私見によれば、2000 年から現在までを画する第四の時代に入る。まずは次の一覧を見てももらいたい。現在、知的財産権について直接、間接的に国際的議論が行われているフォーラムを列挙したものであり、もちろん例示にすぎない。

（参考）知的財産権問題に関与している国際フォーラム
〈国連機関〉

総会

UNHCHR（OHCHR）（国連人権高等弁務官（事務所））、UNCTAD（国連貿易開発会議）、UNDP（国連開発計画）、UNEP（国連環境計

画) / SCBD (生物多様性条約事務局)
UNCITRAL (国連国際商取引法委員会)
ECOSOC (経済社会理事会)
UNPFII (国連先住民族問題常設会議), CHR
(人権委員会)
UNCSD (国連持続可能な開発委員会)
<国連専門機関>
WIPO (世界知的所有権機関), UNESCO (国連教育科学文化機関)
FAO (国連食料農業機関), IFAD (国際農業開発基金)
WHO (世界保健機関), ITU (国際電気通信連合)
UNIDO (国連工業開発機関), ILO (国際労働機関), WB (世界銀行)
<非国連機関>
WTO (世界貿易機関; 前 GATT), WCO (世界関税機構), UPOV (植物新品種保護国際同盟), INTERPOL/ICPO (国際刑事警察機構)
HCCH (ヘーベー国際私法会議), OECD (経済協力開発機構)
<非政府機関>
ICANN (Internet Corporation For Assigned Names And Numbers)
<地域フォーラム (アジア関連)>
APEC (アジア太平洋経済協力)
ASEM (アジア欧州会合)
ASEAN (東南アジア諸国連合)
SAARC (南アジア地域協力連合) 等
<ペルリラテラルフォーラム>
三極, G8 等
<バイラテラルフォーラム>
FTA, EPA

従来からの WIPO, UNCTAD, WTO といったフォーラムに加えて、実に様々な国際フォーラムで知的財産権が国際的に取り扱われているか、分かるであろう。もちろんすべてが直接国際規範作りに関係しているわけではなく、その関わり方は様々である。WIPO, WTO, UNESCO, FAO, UNEP, SCBD などがそのようなルールメーキングに直接関与し、その他の機関は、知的財産権の国際法制の運用面での協力の場であったり、政策対話の場であったり、知的財産権の調

査・研究の場であったりするが、国際社会に対して、それぞれの立場・任務からいろいろな寄与をしている。

3. 國際的課題と動向

3.1 開発問題

一体、この数年の間に、何故このような時代の到来を招いたのであろうか。その背景の中核をなすのが「開発」問題である。今日、開発 (Development), という用語には、経済的側面だけでなく、社会的、文化的側面も含めた含蓄が込められていると解すべきであり、そしてその根源は、2000 年に国連サミットが宣言した「ミレニアム開発目標」(MDGs (Millennium Development Goals) にもとめられる。各国元首、首脳による高レベルのコミットメントの下に、貧困、エイズ撲滅など八つの目標、18 のターゲットが設定されている。このミレニアム宣言の後、UNCTAD, ILO, ITU, UNESCO 等様々な国連機関で、それらを具体的行動につなげる活動が展開されており、また昨年の国連サミットでも、この宣言、目標、ターゲットの達成の重要性が再確認されている。知的財産権については、特別に言及されているわけではないが、8 番目の目標には、いわゆる国際的なルール策定にあたっては開発目標を念頭に行うといったことが謳われている。文言に含まれているかどうか、という議論は現実には不毛であり、今日の国際社会では、その是非はともかく、知的財産権が、MDGs 達成のための重要な要素の一つとして一般的に認識され始めたことは確かである。

知的財産のルール作りの場の一翼を担う WTO では、現在年内合意を目指して展開中のドーハラウンド交渉は「ドーハ開発アジェンダ」とも称されているが、まさに開発の文脈の中での交渉が行われていて、これまでに、経過措置、強制実施権などに関連して、開発途上国への更なるフレキシビリティの付与など、いくつかの合意をみている。

一方 WIPO においても、2004 年的一般総会に「WIPO 開発アジェンダ」(がアルゼンチン、ブラジルから提案されたことを発端に、議論が開始されたところである。この提案は一言でいえば、これまでの WIPO の規範作り、開発途上国への協力活動も含めて、全てについて開発の観点から見直す、というものである。これまでに、IIM (会期間政府間会議), 次いで PC (暫定委員会) というフォーラムを設けて議論されてきたが、ブラジルなどが入った Group of

Friends of Development と先進国との立場には大きな隔たりがあり、収束の見通しは立っていない。以下にアルゼンチン・ブラジル提案の概要を示しておく。

(参考)「WIPO 開発アジェンダ」の実行を検討するためのアルゼンチン・ブラジル提案 (2004.9 WIPO 一般総会)

IP と開発に関する高レベル宣言の採択

一般総会または特別な国際会議による採択。宣言は、WIPO メンバー国、国際社会全体が提起した開発問題を謳うべき。

WIPO 設立条約改正

WIPO の目的 (3 条)、役割 (4 条) に開発側面を明記。3 条(i)項の修正案: 「締約国、特に開発途上国及び後発開発途上の開発ニーズを十分考慮して」を加える。

交渉中の条約

SPLT 等の条約に、技術移転、反競争的慣行、公益柔軟性に関する条項を導入。TRIPS 7 及び 8 条に類する原則、目的条項を導入 (ただし WIPO 条約は、「貿易側面」は明示的には扱わない)。

技術協力

今後のプログラム予算委員会において、IPO 強化を目的とした、一貫した数年次に渡る、WIPO/途上国協力計画を策定する。それによって、IPO が国内開発政策の有効な活動要素と成りうる。こうした計画はセクション VIII で設定した原則・目的に沿ったものとすべき。

IP と技術移転

効果的技術移転を確実にする措置を検討すべく、IP・技術移転常設委員会を創設する。

IP/開発に関する WIPO・WTO・UNCTAD 共催国際セミナー

公益 NGO、市民社会及び学界を含めたすべての関係者の参加を得て開催する。

市民社会の参加

NGO に関する WIPO の語法を変えて、市民社会の WIPO 活動への幅広い参加を確保する措置を取らねばならない。

開発アジェンダ作業部会

開発アジェンダ実行、作業計画を議論するために創設し、次期総会に報告させる。

3.2 「遺伝資源・伝統的知識・フォークロア」問題

「生物多様性条約」が TRIPS とほぼ同時期に締結されたことは、既に述べた。この条約は、各国が遺伝資源に対する主権的権利を有すること、遺伝資源の取得には締約国の事前の情報に基づく合意 (Prior Informed Consent; PIC) を要すること、遺伝資源の利用から生ずる利益を遺伝資源提供国と公正かつ衡平に配分すること、伝統的知識を尊重、保存し、その利用から生ずる利益を遺伝資源提供国と公正かつ衡平に配分すること、を規定するが遺伝資源、伝統的知識についての明確な定義はなされていない。

条約誕生以来、遺伝資源、伝統的知識に富む開発途上国は、国ごとに、あるいは地域的取り組みとして、保護制度を整えてきたが、保護を十全とするためには国際的なレジーム (仕組み) が必要であるとの主張を強めてきた。

この問題には、WIPO、WTO、UNEP、FAO、UNESCO などがルールメーリングという観点から関与してきている他、UNPFII、UPOV、UNCTAD、UNCSD、UNDP、WHO、UNU、OHCHR、WB、IFAD 等も各々の立場から検討課題としてきている。

WIPO においては、この問題を検討するための政府間委員会が主なフォーラムであるが、加えて、特許法実体調和を検討している特許法委員会、PCT 改革を進めている作業部会にも議論が飛び火している。WTO・TRIPS 理事会においては「ドーハ開発アジェンダ」で与えられたマンデートに従って、TRIPS 協定と CBS 条約との関係について協議が進められ、昨年 12 月の香港閣僚会議では協議の強化が合意された。さらに CBS 条約の締約国会議 (COP) の枠組みでは、遺伝資源へのアクセスと利益配分についての ABS 作業部会での議論を踏まえて今年 3 月の COP 8 (ブラジル) で協議がなされた結果、次回の締約国会議 (COP 10, 2010 年) 迄に協議を完了させることが合意されている。

多々ある検討事項の中、特許との関係での最大の課題は、特許出願する時の特許明細書に、発明に使用された遺伝資源の出所を記載すべきかどうか、という点であり、前述の WTO、WIPO、COP のいずれにおいても取り上げられている。この要件については、開発途上国は、特許取得のための (新たな) 必須要件とすべきであると、強く主張している。これに対し、先進国はそのような開発途上国の主張に反対している点では一致しているものの、米国、日本、欧州などとの

間で立場の相異も顕在しており、目下、先進国間での意見調整も別途フォーラムを設けて行われている。

3.3 公衆衛生問題

前述の「MDGs（ミレニアム開発目標）」の第六目標として「HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病との闘い」が掲げられ、国際社会では公衆衛生問題は、地球規模で解決されるべき重要な開発問題として認識されている。かかる状況の下、WTO ドーハラウンド交渉では、すでに様々な合意が達成されたことは既に述べたところである。また民間イニシアチブとして、大手製薬企業が開発途上国に対しエイズ薬を特別な低価格で供給する例も伝えられている。

WHO もこの課題に精力的に取り組んできた。2003 年の WHO 総会の決議に基づき、「CIPIH（WHO 知的財産権・技術革新・公衆衛生委員会）」が設置され、元イスラエルの委員長の下、「…主として開発途上国に影響を与える疾病に対する新薬その他の製品を創製するための適切な財源及び動機付けメカニズムを含め、知的財産権、技術革新及び公衆衛生について、様々な関係者からデータ及び提案を募り分析する…」（決議抜粋）作業が進められてきた。本年 4 月に委員会報告がなされ、本年 5 月の WHO 総会に報告されるものと承知しているが、知的財産権の側面についても、多くの提言がなされるものと考えている。

3.4 情報社会・インターネット問題

知的財産権の文脈では、ITU と WIPO が主要な検討フォーラムである。ITU 主導の国連サミットである WSIS（情報社会に関する世界サミット）においては、ジュネーブとチュニスでの二回にわたる会合の結果、インターネット・ガバナンス（統治）に関する特別なフォーラム（Internet Governance Forum；IGF）が設けられた。現在 ICANN に委ねられているインターネット・ガバナンスに変更を加えることは、知的財産権との関連では、ドメインネームと商標権との抵触、いわゆるサイバースクオッティングを防止するためのルール作りに直接関連してくる問題でもある。それ以上に知的財産権についての課題が提起されるかどうかは、今のところ、オープンである。このフォーラムは、今年秋にギリシャで開催の予定である。

WIPO は、この WSIS の議論に直接、間接に寄与してきたが、WIPO もこの問題には積極的に取り組んできている。WIPO は、いわゆる「デジタルアジェンダ」を、1999 年に開催した「電子商取引と知財に関する WIPO 会議」で発表したが、これはさらに

一般総会で採択されたところとなった。これは、既存の知財制度をインターネット時代に適合させるための諸課題、諸政策を、系統的に列挙し、この問題に対する包括的アプローチを期したものである。紙面の都合で逐一の説明は避けるが、以下に、その概要を示しておく。

（参考）WIPO デジタルアジェンダ

（1999 年電子商取引と知財に関する WIPO 国際会議で DG 発表；1999 年 WIPO 一般総会採択）

- ・WIPOnet 等の手段による開発途上国の参加の拡充。
- ・WCT（WIPO 著作権条約）と WPPT（WIPO 実演レコード条約）の発効。
- ・WCT 及び WPPT の原則を視聴覚的著作物に広げる；放送事業者の権利をデジタル時代に合わせる。
- ・データベース保護に関する可能な国際的文書作成に向けて進展させる
- ・WIPO インターネット ドメインネームプロセス。
- ・オンラインサービスプロバイダー（OSPs）の知的財産侵害法責任に関する国際ルール。
- ・電子的著作権管理システム及びそのメタデータの相互運用可能性と相互接続；
文化遺産のデジタル表現についてのオンラインライセンシング；
知的財産紛争処理のオンライン管理
- ・PCT、マドリッドシステム及びヘーグシステムのオンライン化。
- ・デジタル資産のグローバルライセンシングのためのモデル手続き及びモデル様式；
電子文書の公証；
ウェブサイトが知的財産関連の適切な基準及び手続きに適合していることを認証する手続きの導入。
- ・電子商取引に関連して生じるその他のあらゆる知的財産課題を検討。
- ・知的財産に影響する横断的課題（とりわけ、電子的契約の有効性、及び裁判管轄権）に関する適切な国際的ポジションの策定に当たり、他の国際機関と調整

3.5 特許法調和問題

WIPO での特許法調和の本格的作業は 1984 年に開始したが、既に述べたように、1991 年の外交会議を含め、先進国間の立場の相異のために失敗に終わった。2000 年に手続き、方式に関する特許法条約締結に成

功したことを梃子として、実体特許法の調和(SPLT)の作業に着手し、以来5年ほど経過した。前回の試みとは異なり、今回の交渉は南北対立、政治的対立の構造を取り、極めて進展が困難な状況となっている。現在、特許分野で日米欧の先進各国共通の関心事は、大変な出願増に伴う審査負担の軽減・解消である。この問題の解決に資するべく、すなわち国際的審査協力を可能にする制度的インフラを構築すべく、従来技術、特許要件といった特許審査の基本的要素について、条約レベル、規則レベル、運用レベルで、深い調和を目指したいというのが先進国の立場である。

それに対して途上国は、射程を狭めるべきでなく、公益や技術移転、反競争的慣行などを含めた、包括的な交渉を主張している。とりわけ前述した遺伝資源の出所開示問題については、非常に強硬な主張を維持している。こういった膠着状態を打破すべく、様々な非公式コンサルテーションが試みられたが、すべてコンセンサスに至らずに今日に至っている。次の舞台は、今秋に行われる一般総会であるが、前述の通りWTO、COPなど他のフォーラムでの交渉も絡むことから、今後の展開を見通すことは困難な状況である。

3.6 商標法・意匠法調和問題

WIPOでは1994年に商標法の手続、方式側面を国際調和する商標法条約が採択されたが、2002年からその改正作業が行われ、そして本年3月には、商標法に関するシンガポール条約が誕生した。シンガポール条約は、基本的に商標法条約の内容を取り込んだ上で、①出願手法の多様化への対応（書面による出願に加え、電子的手段による出願にも対応）、②商標出願手続の更なる簡素化及び調和（商標ライセンス等の登録手続の共通化）、③商標出願に関連する手続の期間を守れなかった場合の救済措置などが加えられた。この条約の成功は、ある意義深い法的発展を伴っている。世の中の変化の早さに迅速に対応、適応していくために、通常成立、発効までに5-10年とかかる条約アプローチに加えて、ソフトローアプローチ（法的拘束力を持たない勧告など）も視野に入れていくというWIPOのポリシーの下、これまでに三つの勧告がすべて商標分野で作られている。シンガポール条約は、その三つの勧告のうちの一つ、商標ライセンスに関する勧告を中心に取り込んでいる。すなわち勧告から条約へと、段階的発展を遂げたわけで、今後の規範作りの一つのモデルになるものと期待される。

この分野での次の検討課題としては次の項目が提起

されている。

商標：新しいタイプの商標、インターネット上の商標の保護、商標と著作権の関係、商標異議申立手続；パリ条約6条の3（國の紋章等の保護）

意匠：工業意匠と立体商標、意匠登録の手続に関する方式事項の調和
地理的表示（この課題は、WTO-TRIPS理事会でも交渉対象になっているほか、WIPOでも意見、情報交換や、ドメインネームとの関係の検討がこれまで行われてきた）

3.7 著作（隣接）権法問題

WIPOにはSCCR（著作（隣接）権委員会）が国際的議論（交渉）の場として常設されている。この分野の課題は多々あるが、その多くは前述した「デジタルアジェンダ」に列挙されている。WCTとWPPTについては既に発効しているが、アジア諸国の加盟が少ないなど更なる啓発、推進が必要である。視聴覚的実演という著作隣接権保護については2000年の外交会議に失敗して以来、WIPO一般総会の議事には維持されてきているが、非公式の調整努力は続けられているものの、未だに見通しは立っていない。最も進展しているのは、放送事業者の権利の保護で早ければ2006年12月にも外交会議開催の可能性がある。最大の問題はインターネット上の「放送」であるウェブキャスティングを従来の放送と同列に扱うか、の点であった。しかし最近は開発途上国より開発問題の文脈で、権利の「例外と制限」の見直し、拡張という主張がなされたり、またUNESCOで採択された「文化多様性条約」をリンクさせようとする動きも出てきている。

4. 最後に

以上、知的財産権法制度の国際課題と動向を見てきた。これらが全てというわけでは毛頭無い。事実、模倣品、海賊版問題、広くはエンフォースメント（権利執行）問題、インターネット時代の中でますます重要な課題となってきた準拠法、国際裁判管轄問題、国際的問題に発展する可能性の出てきた標準と知的財産権の関係、バイオテクノロジー分野で特に指摘されてきたリサーチツールと特許権の関係等、枚挙にいとまがない。そしてそれら様々な課題は、一つとして他から独立したものはなく、相互に関連しているにもかかわらず、複数の国際フォーラムで取り扱われているというのが現状である。

こうした状況の中でそれぞれの課題について国際的コンセンサスを形成していくことは、なかなか容易ではない。各々の国際フォーラムは、それぞれの任務も違えば、主体（構成メンバー国）、ガバナンスも異なるからである。この現象は知的財産権の世界だけでないが、知的財産権が全ての技術、産業に関わっていること、そして今世紀における経済発展のキーとされているイノベーションと直結した要素であることが、それを増幅していると考えられる。

理論的にはガバナンスの国際的調整ができればマルチプル・フォーラムから来る問題のかなりの部分は解決されるのであろうが、現実には不可能に近いことは、現在進行中の国連改革の様子が語ってくれよう。次善の策としては、やはり具体的な交渉主体である各国レベルでの、横のつながり、連絡調整というのが重要と考える。具体的には例えば、基本的に縦割りに構成され

ている各省庁が水平、横断的に連絡調整し、一貫した戦略、政策を打ち出して国際交渉に臨んでいくことである。政府レベルだけではなく、産業界レベル、学者レベル、など様々なステークホルダーのレベルにおいても同様のことが考えられるべきである。

もう一つ、各課題についてのリサーチ、とりわけ知的財産権のインパクト・アナリシスの研究の重要性を挙げておきたい。最近の傾向として、各課題についての議論（交渉）が、政治問題化し、膠着状態に陥る、という構図を取ることが多い。一端そうした状況になると、どのようなリサーチ結果を示しても、バイアスをもって見られがちで、なかなかコンセンサス作りに貢献できない。したがって、とりわけ制度改革を所望する側は、そうした状況を迎える前に、前広に、説得力ある（中立機関による）リサーチを用意しておくことが有益であると思われる。